

平成 31 年 3 月 12 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 6 件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/syokuhin86.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 杉本、沼館、江上

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため※、消費者庁で審査を行い許可とする再許可等特定保健用食品(6件)

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	ラクラッシュマスカット味 オレンジ味	株式会社マンナン ライフ	8070001011825	洋生菓子	難消化性デキストリン (食物繊維として)	難消化性デキストリンが含まれているのでおなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取してください。	24g×4個を目安にお召し上がりください。	再許可等特保	H31.3.12	1780
2	ラクラッシュオレンジ味 杏仁ミルク	株式会社マンナン ライフ	8070001011825	洋生菓子	難消化性デキストリン (食物繊維として)	難消化性デキストリンが含まれているのでおなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取してください。	24g×4個を目安にお召し上がりください。	再許可等特保	H31.3.12	1781
3	ラクラッシュマンゴー味 杏仁ミルク	株式会社マンナン ライフ	8070001011825	洋生菓子	難消化性デキストリン (食物繊維として)	難消化性デキストリンが含まれているのでおなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取してください。	24g×4個を目安にお召し上がりください。	再許可等特保	H31.3.12	1782
4	ラクラッシュパイナップル 味メロン味	株式会社マンナン ライフ	8070001011825	洋生菓子	難消化性デキストリン (食物繊維として)	難消化性デキストリンが含まれているのでおなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取してください。	24g×4個を目安にお召し上がりください。	再許可等特保	H31.3.12	1783
5	ラクラッシュパイナップル 味マンゴー味	株式会社マンナン ライフ	8070001011825	洋生菓子	難消化性デキストリン (食物繊維として)	難消化性デキストリンが含まれているのでおなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取してください。	24g×4個を目安にお召し上がりください。	再許可等特保	H31.3.12	1784
6	ラクラッシュパイナップル 味グレープフルーツ味	株式会社マンナン ライフ	8070001011825	洋生菓子	難消化性デキストリン (食物繊維として)	難消化性デキストリンが含まれているのでおなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。他の食品からの摂取量を考慮して適量を摂取してください。	24g×4個を目安にお召し上がりください。	再許可等特保	H31.3.12	1785

※ 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に関わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。
(平成22年1月28日府消委第11号)